

青森県報

第三千八百八十八号

平成二十二年
一月二十日
(水曜日)

目次

告 示

広域連合の規約の変更……………	(市 振興町 課) ……
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による特定医師に診察を行わせることができる精神科病院の認定……………	(障害福祉課) ……
種畜の臨時検査の施行……………	(畜 産 課) ……
保安林の指定予定……………	(林 政 課) ……
漁業の許可等の申請期間……………	(水産振興課) ……
漁船保険付保義務の同意を求めめるための届出……………	(同) ……
道路の区域の変更……………	(道 路 課) ……
道路の供用の開始……………	(同) ……
建設業者の許可の取消し……………	(中 南 地 域 民 局) ……

告 示

青森県告示第二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により、津軽広域連合の規約の変更を平成二十二年一月十二日許可したので、同条第五項の規定により公表する。

平成二十二年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第二十七号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第十二条の四第四項及び第三十三条第四項の規定により、特定医師に診察を行わせることができる精神科病院を次のとおり認定した。

平成二十二年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定年月日	認定期限
財団法人愛成会 弘前愛成会病院	弘前市大字北園一丁目六の二	平成三・二・二四	平成四・二・三

青森県告示第二十八号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する種畜の地方の臨時検査を次のとおり施行するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により公表する。

平成二十二年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 検査家畜の種類

種付又は家畜人工授精用精液採取の用に供する馬

二 検査期日及び検査場所

検査期日	検査場所
平成三・二・一九	三戸郡階上町大字角柄折字神子沢二の二五 ワールドファーム畜舎

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第二十九号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十二年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所
平川市碓ヶ関東碓ヶ関山一之七（次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林指定の目的
土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び平川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第三十号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同規則第八条第三項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成二十二年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十二年三月一日から同月十二日まで

備考

- 一 漁業種類 手繰第一種漁業
- 二 操業区域 下北郡尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ直線の中心から正東の線以南、東経百四十二度三十分の線以西の太平洋における青森県沖合海域
- 三 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 九隻

青森県告示第三十一号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるとの届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区の名 称 青森 青森市大字野内字菊川二六三番地 横内 憲 悟 青森市大字奥内字宮田二番地一 杉 田 勝 青森市八重田二丁目四番八号 齋 藤 貞 一	期 間 平成二十二年一月二十日から同年二月三日まで 場 所 青森市漁業協同組合

青森県告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年二月十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

1	国 道 二 八 〇 号	路線名 青森市大字岡町字松本七六の二から 青森市大字岡町字松本七六の二まで	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
				後	前	四二・四〇メートル	三三・〇〇メートルから 三三・〇〇メートルまで

青森県告示第三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年二月十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名 国道 二 八 〇 号	供用開始の区間 青森市大字岡町字松本七五の二から 青森市大字岡町字松本七七の四まで	供用開始 の期 日 平成三・一・二〇
-------------------------------	---	-----------------------------

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 サカイ住設
- 二 氏名 境 康弘
- 三 主たる営業所の所在地 南津軽郡大鰐町大字八幡館字前田一の一六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第二〇〇三六二号
- 五 取消年月日 平成二十一年十二月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十一年十二月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭